

【新旧対照表】ビジネスカード取扱規約(1)の主な改定箇所

改定前	改定後
第3条（管理責任者および役割）	第3条（管理責任者および役割）
1. 導入法人は、導入法人を代表して第2項に掲げる業務を行う担当者（以下「管理責任者」という。）を選定して両社に届け出るものとします。管理責任者に変更があった場合、導入法人は、両社に対し遅滞なく届け出るものとします。	<u>1. 会員またはカード利用に関する諸手続および会員と両社との間の通知、連絡または調整等を行う導入法人の役職員を管理責任者といいます。管理責任者は、導入法人から次項に定める権限を付与されるものとします。導入法人は、管理責任者を選任し、両社所定の方法により、管理責任者に関する両社所定の事項を両社に届け出るものとします。</u>
2. 導入法人の管理責任者は、次の業務を行います。	<u>2. 管理責任者は、以下の(1)から(4)の権限（管理責任者が「JCB 法人カードステーション」（JCB 所定の導入法人向けの WEB サービスをいう。以下同じ。）を使用する方法によるものを含む。また、JCB 法人カードステーション上でこれらの権限を行使する管理責任者の代理人を選任する権限を含む。）および当該権限を適切に行使する責務を負うものとし、導入法人は管理責任者が当該権限を有することを予め認めるものとします。導入法人は管理責任者の行為について一切の責任を負うものとします。</u>
(1) 役職員等のカード入会申込手続き	<u>(1) 役職員等のカード入会申込手続き（会員（第6条第1項に定める者をいう。以下同じ。）となつた役職員等のためにカードおよびカード情報を受領することを含む。）および会員の諸変更、会員と両社間の契約関係に関する諸手続または退会に関する手続を入会申込者または会員に代わって、両社所定の方法により行う権限</u>
(2) 会員のカードの退会手続き	<u>(2) 当社または JCB から導入法人に対する通知を受領する権限、導入法人から当社または JCB に対する通知を発信する権限、ならびに導入法人、当社および JCB 間の連絡または調整等を行う権限</u>
(3) 諸届（退職等の異動情報を含みます）その他、カードに関する両社と会員との連絡調整	<u>(3) JCB 法人カードステーションの利用申請を行う権限および当該サービスを利用する権限</u>
	<u>(4) 第7条第1項各号に記載の情報を会員に対する福利厚生、カードの回収および会員の管理業務の遂行等に必要な範囲において、閲覧・確認する権限</u>

【新旧対照表】ビジネスカード取扱規約(1)の主な改定箇所

改定前	改定後
	<p><u>3. 管理責任者を変更しようとする場合、導入法人は予め両社所定の方法により両社に届け出るものとします。導入法人はこの申し出以前に、管理責任者が前項に定める権限を失ったことを、両社に対して主張することはできません。</u></p>
3. 導入法人は、本項に定める管理責任者の業務について一切の責任を負うものとします。	<削除>
第4条（入会申し込み）	第4条（入会申し込み）
2. 役職員等のカードの入会申し込みは、両社所定の入会申込書を用いることとします。導入法人は、管理責任者を通して、申込者が必要事項を記載した入会申込書上に管理責任者の承認印を捺印させた上で、両社に該当入会申込書を提出するものとします。	2. 役職員等のカードの入会申し込みは、両社所定の入会申込書を用いることとします。導入法人は、管理責任者を通して、申込者が必要事項を記載した入会申込書上に管理責任者の承認印を捺印させた <u>うえ</u> 、両社に <u>当該</u> 入会申込書を提出するものとします。
第8条（家族会員の有無、家族会員カード発行対象者、利用代金支払区分等）	第8条（家族会員の有無、家族会員カード発行対象者、利用代金支払区分）
第19条（反社会的勢力の排除）	第19条（反社会的勢力の排除）
2. 両社および導入法人は、契約相手方が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、契約内容にかかわらず、本契約を解除することができるものとします。	2. 両社および導入法人は、契約相手方が前項の <u>規約</u> に違反している疑いがあると認めた場合には、契約内容にかかわらず、本契約を解除することができるものとします。